

Q1-2 特別支援学級とはどのような学級ですか

特別支援学級は、障害の程度が比較的軽度であっても、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために設置された学級です。原則として、小学校又は中学校の学習指導要領にそって、児童生徒一人一人の障害の状況や特性に応じた指導・支援を行います。

学級編制は8名を標準としていますが、石川県では平成11年度より、1名でも学級を設置できるようになり、1学級当たりの児童生徒数は1.8名となっています。(H18.5.1現在)。

なお、学習指導要領総則には、障害のある児童生徒の実態に応じ、指導内容・指導方法を工夫すること、及び教師間の連携に努め、効果的な指導を行うことが明記されています。

参考文献

新しい教育課程と学習活動Q&A(4)

特殊学級・通級指導教室設置校の学級経営(5)

参考資料

石川県特別支援学校一覧

Q1-3 特別支援学級にはどのような種類がありますか

特別支援学級には障害の種類によって、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害の7種類の学級があります。各々の学級は以下のような児童生徒を対象としています。

学校教育法施行令

第22条の3

参考文献(5)

就学指導資料

<弱視特別支援学級>

拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

<難聴特別支援学級>

補聴器の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

<知的障害特別支援学級>

知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

<肢体不自由特別支援学級>

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

<病弱・身体虚弱特別支援学級>

- 1 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

<言語障害特別支援学級>

口蓋裂、構音器官のみひ等気質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れのある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの

<自閉症・情緒障害特別支援学級>

- 1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

Q1-4 知的障害特別支援学級とはどのような学級ですか

知的障害特別支援学級は、知的発達遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難性があり、日常生活に一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な児童生徒を対象にしています。

小集団の中で、児童生徒の障害の特性等に応じて、特別な教育課程を編成し、指導方法を工夫して教育を進めています。また、教科や学校行事などの様々な機会に通常の学級との交流が行われ、望ましい人間形成が図られています。

小学校では、健康な体づくり、基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な言語の理解や表現、数量の処理などが指導の中心になっています。

一人一人の児童の障害の特性等に応じて、国語、算数の学習を個別に進めたり、児童の興味・関心に合う活動を中心に集団で学習したりしています。

中学校では、対人関係や集団参加を円滑にするための指導や、職業生活・家庭生活に必要な知識、技能及び態度を身に付けるための指導が中心となります。生徒の障害の特性等に応じて、基礎的な学力を身に付けたり、作業学習を通して働くことの意義を理解し、働く喜びや態度を身に付けるよう指導内容・方法を工夫しています。

また、生徒会活動や部活動などを通して、通常の学級の生徒と活動を共にする機会を設けて、社会性の育成、経験の拡大を図る配慮をしています。



Q1-5 自閉症・情緒障害特別支援学級とはどのような学級ですか

自閉症・情緒障害は、大きく2つのタイプに分けられます。

ひとつは、自閉症（P61参照）で、脳の中樞神経系の機能障害等に原因があり、他者との意思疎通や対人関係の形成に困難なもの、もうひとつは、選択性かん黙や習癖の異常等に分けられます。本県の自閉症・情緒障害特別支援学級の多くは、前者の自閉症のある児童生徒が大半を占めています。

自閉症・情緒障害特別支援学級の指導では、様々な要因により、集団適応や対人関係につまずいている児童生徒に対して、個々の特性や能力を的確に把握しながら、自己有能感を高め、適切に自己を表現する力や行動の調整力、対人関係のスキルを育てることをねらいにしています。

教育課程の編成にあたっては、基本的には知的障害特別支援学級とは変わりませんが、一人一人の児童生徒のニーズを把握し、個々の指導計画を作成しながら、一人一人の生きる力を育てる系統的な教育課程の編成が大切です。

主な指導内容は次のとおりです。

- 1) 基本的な行動様式や生活習慣の形成
 - ・健康で安全な生活習慣の形成（生活リズム、安全な行動等）
 - ・基本的な生活習慣の形成（衣服の着脱、歯磨き、洗面、入浴、排泄、食事等）
- 2) 心理的不適応状態の改善
 - ・環境への適応と情緒の安定
 - ・感情コントロール（自己統制する力、善悪の判断等）
 - ・生活経験、興味・関心の拡大（行事への参加、買い物等）
- 3) 感覚機能、運動機能の向上
 - ・感覚機能の向上（いろいろな感覚異常の改善、巧緻性やリズム感などの運動感覚の向上、身体部位の意識等）
 - ・認知能力の向上（分類、弁別、空間位置関係、時間、数概念等）
 - ・運動機能の向上（基本動作、協応運動、手指の巧緻運動等）
- 4) コミュニケーション能力の育成
 - ・伝達意図の育成及びコミュニケーション手段の形成
 - ・注目行動の育成と指示の理解（注視行動、ことばの理解）
 - ・語彙の拡大と文字の獲得（物の名前や動作を表すことば、音声と文字のマッチング、事物と単語のマッチング等）
 - ・簡単な応答と会話（簡単な意思表示、要求、場に応じた会話等）
- 5) ソーシャルスキルや社会性の育成
 - ・対人意識の育成（人への意識、友達との遊び、あいさつやお礼等）
 - ・社会的ルールの獲得（学習態勢の獲得、自分の役割の理解、公共のマナー等）

参考文献

群馬県、新しく特殊学級等の担任になった人のためのQ&A(42)

福岡県、初めて特別支援教育に携わる先生のための手引き(43)